

# 宮城県公報

発 行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○国土調査の成果の認証(二件)	(地域振興課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○救急医療機関の基準に該当しなくなった医療機関	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定に関する通知内容の揭示	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○公の施設の指定管理者の変更の届出	(下水道課)	三
○宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	三
○宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(税務課)	四
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	四
○宮城県公報平成二十三年号外第四五号中		五

## 告 示

○宮城県告示第三百六十七号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。  
平成二十三年五月十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称  
気仙沼市

二 調査を行った時期  
平成二十一年度から平成二十二年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市西八幡前、同字西中才の一部、同字大岩井山の一部、同字蔵底の一部

五 認証年月日

平成二十三年三月九日

○宮城県告示第三百六十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。  
平成二十三年五月十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称  
気仙沼市

二 調査を行った時期  
平成二十一年度から平成二十二年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町西川内

五 認証年月日

平成二十三年三月九日

○宮城県告示第三百六十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。  
平成二十三年五月十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
美里町立南郷病院	美里町木間塚字原田五	平成二十三年五月一日	平成二十六年四月三十日

○宮城県告示第三百七十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関については、平成二十三年三月十二日をもって同項各号に掲げる基準に該当しなくなったので告示する。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
石巻市立病院	石巻市南浜町二丁目七・二〇
石巻市立雄勝病院	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑一・二二五
石巻市夜間急患センター	石巻市南浜町一丁目七・二二五
公立志津川病院	南三陸町志津川字汐見町一五

○宮城県告示第三百七十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十三年四月一日次の者を指定した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
花釜 正和	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一

矢満田慎介 呼吸器内科 石巻赤十字病院

生方 智 呼吸器内科 財団法人宮城厚生協会坂総合病院

渡邊 香奈 呼吸器科 宮城県立がんセンター

高橋 望 循環器科 大崎市民病院 大崎市古川千手寺町二丁目三・十

○宮城県告示第三百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
更科 広記	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一

○宮城県告示第三百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
		新	旧	
宮崎 裕	泌尿器科	サンクリニック	医療法人社団やすらぎの里サンクリニック	登米市南方町鴻ノ木百五十二・一

○宮城県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

刈田郡七ヶ宿町(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、平成二十三年四月二十日付け二十二森整第三百九十七号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を栗原市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十三年五月十七日

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英南二一の一

所在が不明である者の住所氏名

栗原市栗駒沼倉耕英南二二番地 鈴木 信子

三 通知の内容

一の森林について、平成二十三年四月十九日宮城県告示第三百一十二号で告示したとおり保安林に指定する予定である。

○宮城県告示第三百七十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 大衡村流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十七号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

阿武隈川下流域下水道

二 変更事項

指定管理者の名称

水 in g 株式会社

変 更 後

平成二十三年四月二十六日

宮城県告示第三百七十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二 あさひな農業協同組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地の一 なかだ農産物直売所管理運営組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県次期税務システム（仮称）プロジェクト管理支援（PMO）等業務

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年四月十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本マイクロソフト株式会社エンタープライズサービス部門 東京都港区港南二丁目十六番三号 品川グランドセントラルタワー

五 契約金額 一億一千二十五万円

六 契約の相手方を決定した方法 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エルク調剤薬局	名取市増田字柳田六番地の一	平成二十三年四月一日
中央薬局	角田市角田字扇町十一・十四	平成二十三年四月一日

	<p>○宮城県公報平成二十三年号外第四五号(平成二十三年四月二十八日付け)中</p> <p>六 ページ 上 段 ら 後 一 行 か</p> <p>占用の期間</p> <p>占用期間</p>	<p>正 誤</p>	<p>ひかり薬局さくら木</p> <p>多賀城市桜木二丁目一・十</p> <p>平成二十三年四月一日</p>
--	--	------------	--

--